

【ラベル表示・SDS交付による情報伝達を徹底・充実させるための取組・支援】

1 行政による取組・支援

（支援）

- 現在国が進めているモデルラベル・モデルSDSの作成（これまで3,014物質を作成）について、以下の取組を強化・充実することとし、そのための体制整備・予算措置を進めることとする。
 - ・ モデルラベル・モデルSDSの作成を継続して実施し、数を増やす
 - ・ すでに作成したモデルラベル・モデルSDSの内容を最新の知見に基づいて更新する
- 中小企業支援として、以下の取組を進めることとする。
 - ・ 日本化学工業協会等の業界団体の協力も得て、化学工業等の民間企業のOB等を活用し、地域ごとに、専門人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討する
 - ・ ラベル・SDS作成について、中小企業等からの相談に応じ、必要に応じて専門家による助言を行う支援事業を引き続き実施する
- 国が様々な既存化学物質の危険性・有害性に関する知見・情報を収集し、ウェブサイト等で積極的に公表することとする。この際、情報源が一元化できるよう、関係省庁・機関で連携することとする。

（周知・指導）

- メーカー、輸入業者、商社、中間卸業者を含め、ラベル表示・SDS交付について周知啓発を強化する（法令を遵守していない事業者に対しては確実に是正を図らせるとともに、是正しない場合は、当該製品を使用する事業者や労働者に注意喚起をする観点から、対象製品名等を公表するなど、指導を強化する）こととする。

2 サプライチェーンを通じた取組・支援

- 現在、日本化学工業協会で行われているサプライチェーンを通じたリスク情報の共有を促進する観点から、先進的な取組を行う企業・団体を表彰などの制度等により支援する仕組みを検討することとする。

3 情報伝達を受ける側（ユーザー）の取組

- 化学物質を購入等した場合に、ラベルやSDSが添付されていない場合は、必ず販売元に問い合わせる、不明点がある場合は説明を求めるなどの行動を取ることを、リスクアセスメントの一環として明確に位置づけることとする。
- 一般消費者向けの製品であっても、ラベル表示・SDS交付義務対象物質を含むものを業務用を使用する場合は、事業者（ユーザー）は販売元にラベル表示・SDS交付を求めることができるとし、販売者（メーカー等）は、業務用として求めがあった場合は、ラベル表示・SDS交付を行わなければならないこととする。

【ラベル表示・SDS交付の充実】

1 対象物質

- ラベル表示・SDS交付の対象とする物質については、以下の現状等を踏まえ、法令で義務対象とする物質を、国がモデルラベル・SDSを作成している物質（3,014物質）まで拡大することとする。
 - ・ 各事業場において、化学物質のばく露防止対策を講じるためには、当該物質の危険有害性、具体的な対策などの情報が不可欠であり、譲渡提供の際のラベル表示及びSDS交付はその情報入手のための重要な手段であること。
 - ・ ラベル表示・SDS交付義務対象物質は、GHS分類で危険有害性を有する全ての物質というのがGHSの考え方（EUや米国はこの考え方を導入）であるが、安衛法では対象物質を個々に指定する仕組みとなっており、現在、対象は673物質（発がん性2 B以上は約300物質）に限定されていること。また、SDS交付義務対象物質は、ばく露限界値が示されている物質に限ることとしていること。
 - ・ 現在のSDS交付義務対象物質では、「IARC2B以上の発がん性物質」のうち約200物質が対象となっていないなど、多くの重篤な遅発性の健康障害のおそれのある物質が対象とされていないこと。
 - ・ 化学物質の急性毒性を原因とする休業4日以上の死傷災害の3～5割が、SDS交付義務対象物質以外の物質で発生していること。
 - ・ 義務対象でない物質も含めて、全ての化学物質についてラベル表示・SDS交付を行っている事業者の割合は6～7割にとどまっており、義務対象となっていない物質について表示・交付しない理由のうち、「（法律の）義務対象となっていないため」との回答が、ラベルで55.7%（最多）、SDSで35.8%となっていること。
 - ・ 国は、事業者情報を追記すればそのままラベル・SDSとして使用可能な「モデルラベル・SDS」を作成・更新・公表しており、これまでに3,014物質について公表するなど、事業者の負担を軽減するため対応が行われていること。

【ラベル表示・SDS交付の充実】

- ラベル表示・SDS交付義務対象物質を、モデルラベル・SDSが作成されている全ての化学物質にまで段階的に拡大するに当たり以下のものを優先することとする。
 - ・ 高い区分の有害性がある化学物質（国のリスク評価の考え方も踏まえ、発がん性の高いものから優先し（IARCのグループ1 ⇒ 2 A→2 Bの順で優先する）、次にその他の有害性の区分が高いものを優先する）
 - ・ これまでに労働災害を発生させた化学物質
 - ・ 日本国内での輸入量、生産量が多い化学物質
- 労働災害を発生させた化学物質が特定できるよう、労働者死傷病報告に原因物質の特定に資する情報の記載を求めるなど、労働災害の把握方法を見直すこととする。
- 義務となっている物質以外の物質であっても、危険性・有害性区分がある物質については、ラベル表示・SDS交付が努力義務となっていることの周知をさらに促進し、化学物質を流通させるときはラベル表示・SDS交付を行うことが基本であるという考え方を、行政、業界、労働組合が協力して広めることとする。

【ラベル表示・SDS交付の充実】

2 ラベル・SDSの記載内容

- SDSに記載すべき項目として、「推奨用途と使用上の制限」を追加することについては、想定外の使い方に伴う新たなリスクの可能性をユーザーに認識させる観点から、記載義務項目に追加すべきかどうかについて引き続き検討する。
 - ※GHSでは、SDSに記載すべき事項である「物質または混合物および会社情報」として、以下のとおりとされている。
 - <化学品の推奨用途と使用上の制限>
 - 例えば難燃化剤、抗酸化剤などの物質または混合物の実際の働きについて簡単な説明を含む推奨もしくは意図された用途を示すこと。使用上の制限は、供給者は法令に定めのない推奨も含めてできるだけ多く記載すべきである。
- SDSの記載内容について、定期的に危険性・有害性に関する情報が更新されていないか確認しなければならないこととし、更新されている場合はSDSを再交付しなければならないこととする。
- 混合物については、中小企業等でも混合物のSDS作成が簡易に行えるようなツールを開発する等、国等が混合物のSDS作成支援を行うこととする。

3 SDSの交付の方法

- SDSの交付の手段として、譲渡・提供先に文書で交付する方法に代え、インターネット上で広く公表する方法でもよいこととし、例えば容器にQRコードを印字するなどして、容易にSDSの内容を確認することができるようにすることとする。
- 危険有害性情報について、クラウド等でデジタル情報として最新情報を共有・活用できるようなプラットフォームづくりを国において進めることとする。

【事業場内での取組】

1 自社の労働者に関する取組

- 危険性・有害性のある物質を取り扱う作業に従事する労働者に対して、初めて作業に従事させる時、作業方法を変える時、ラベルの内容に変更があった時には、ラベルの内容（ラベルの意義や絵表示の意味を含む）、作業上の注意点等について教育しなければならないこととする。
- 学校教育など、早い段階からのラベル教育の導入について検討を進めることとする。
- SDSに基づいて行うリスクアセスメントには、作業に従事する労働者を参画させなければならないこととする。
- 購入した化学物質を他の容器に入れ替える時又は自ら製造した化学物質を容器に入れるときは、ラベル表示その他の方法で労働者に内容物の種類だけでなくその危険有害性が伝わるようにしなければならないこととする。

2 外部委託を行う場合の取組

- 化学物質を取り扱う作業を外部に委託する場合（設備の改修、清掃等を請負業者に委託する場合など）は、例えばその設備で取り扱っていた化学物質の危険性・有害性や取扱い上の注意に関する情報などを、委託先に伝達しなければならないこととする。
（現行法令では、危険物又は大量漏えいで急性中毒を起こす物質を取り扱う設備に限定されているのを、SDS交付が義務づけられている物質に拡大することとする）
- 化学物質を廃棄物として廃棄物処理業者に処理を委託する場合などに、当該廃棄物に含まれる化学物質の危険性・有害性等の情報が伝達されるよう、WDSの仕組みを活用して徹底を図ることとする。